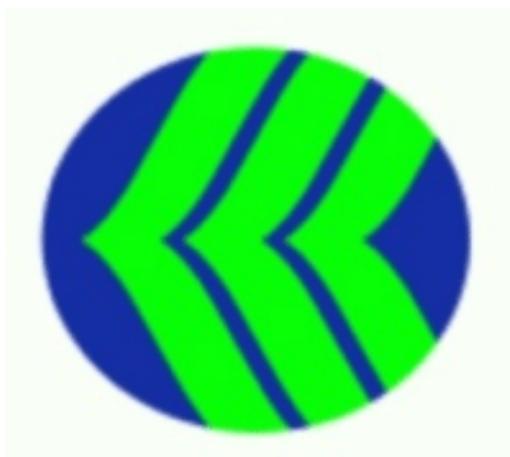


---

久米島町業務継続計画  
〈BCP〉  
大規模災害編

---



平成 31 年 4 月  
久米島町

◆業務継続計画の新規／改訂一覧

	制定／改訂年月日	計画の新規策定／改定内容	承認者	作成部署
1	平成 31 年 4 月 1 日	新規制定	町長	総務課
2				
3				
4				
5				

(注)

- (1) 本計画を一部(全部)改訂したときは、関係部署が管理している計画書を速やかに回収し、差し替えるものとする。
- (2) 計画は改訂の都度、改訂履歴を記載したものと差し替える。

目 次

1. ◆業務継続計画策定の目的と方	1
1) 業務継続計画とは	1
2) 業務継続計画の目的	1
3) 業務継続計画の基本方針	2
4) 地域防災計画と業務継続計画の関係	2・3
5) 業務継続計画の発動と解除	3
6) 町民への周知	4
2. ◆前提とする災害と被害想	4
1) 前提とする災害	4
2) 被害想定	4
3) 被害想定概要	7
4) 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況	7
5) ライフラインの状況	8
3. ◆非常時優先業	8
1) 非常時優先業務の概要	8
2) 非常時優先業務の実施方針	9
3) 時系列に応じた業務内容の検討	9
4) 非常時優先業務の復旧目標の設定	10
5) 非常時優先業務の選定結果	11
4. ◆業務執行のための執行体制の整備	11
1) 業務執行体制の整備	11
2) 指揮命令系統の確立	13
3) 勤務時間外に参集可能な職員数	15
4) 業務継続への影響	18
5) 職員の参集と安否確認	20
6) 職員の家族の安否確認	20
5. ◆業務継続のための執行環境の整備◆	20
1) 施設の安全対策	20
2) コンピュータシステムの安全対策	22
3) 通信手段の確保及び災害情報の収集・発信	23
4) 非常時における職員の対応	24
5) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	25
6. ◆業務継続体制の向上◆	26
1) 業務継続マネジメントの必要性	26
2) 職員に対する研修・訓練	27
3) 職員への教育	27
4) 計画の点検・検証・見直し	27
5) 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備	28
7. ◆常時優先業務一覧◆	28
1) 非常時優先業務(応急・復旧業務)一覧表	別表 1
2) 非常時優先業務(通常業務)一覧表	別表 2



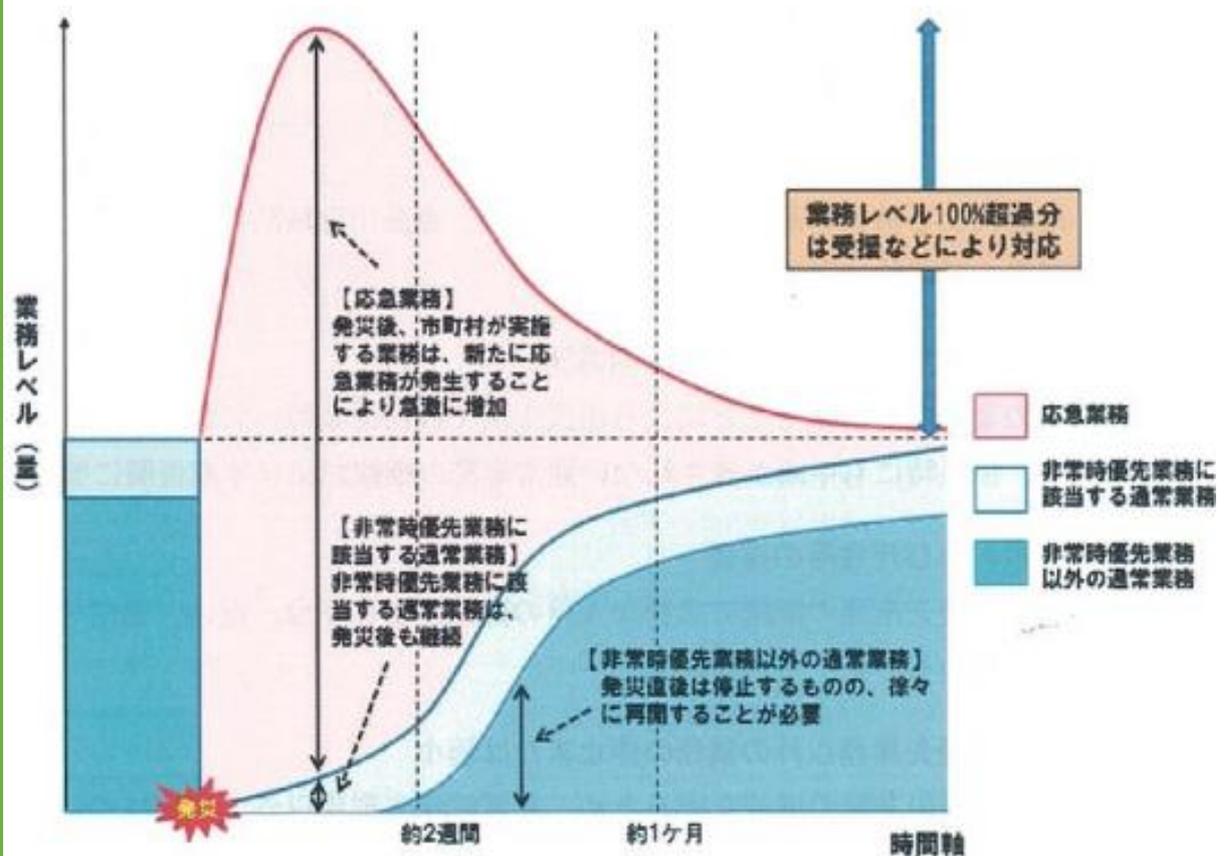
# 1. ◆業務継続計画の概要◆

## 1) 業務継続計画とは (BCP:BusinessContinuityPlan)

地震等大規模災害が発生した場合には、ライフラインや交通機関が停止し、町庁舎や職員自らも被災することが想定される。このため、平常時の職員数や執行環境を前提として業務を行うことは困難となり、町民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすこととなる。

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害時における応急対策業務に加え、通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期再開を必要とする業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定しておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資機材等の資源を効率的に投入して、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を被災直後から適切に実施するための計画である。

○図表1



出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」平成27年5月内閣府（防災担当）

## 2) 業務継続計画の目的

地震等大規模災害時であっても、行政は町民の生命、生活及び財産を守るために業務を継続する責務がある。しかし、大規模災害時には、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等に制約を受ける可能性が高いため、平常時の職員数と執行環境を前提とした通常業務を行うことは難しい。さらに、災害時の応急対応する業務が膨大に増えてしまう。

そのため、自治体は大規模災害時においても優先すべき非常時優先業務をあらかじめ選定し、迅速かつ的確に応急対策を行っていかなくてはならない。また、非常時優先業務を執行する上で課題となる項目についても明らかにし、これらを改善することにより、行政組織の防災力向上を図ることが求められる。

このような観点から、利用できる資源が限られている状況下においても、行政機能を継続させるために、業務継続計画(BCP)を策定し、大規模災害時に本町が有する資源を最大限有効活用して町民の生命、生活及び財産を守ることを本計画の目的とする。

### 3) 業務継続計画の基本方針

- ① 職員の防災意識向上と防災対策の推進  
災害時に応急対策へスムーズに移行できるよう、職員の防災意識向上及び防災対策の推進を図る。
- ② 災害応急対策  
災害による被害を最小限にとどめるため、久米島町地域防災計画に定められた災害応急対策を効率的に遂行する。
- ③ 優先通常業務の継続及び早期再開  
町の業務が中断することによる町民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続及び早期再開に努める。
- ④ 人員及び庁舎等の確保  
非常時優先業務の継続に必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。
- ⑤ 非常時優先業務以外の業務の停止又は縮小  
非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に停止又は縮小する。
- ⑥ 継続的な改善への取組  
訓練等を通じて問題点や課題点を把握し、継続的に是正すべきところを改善していく。

### 4) 地域防災計画と業務継続計画の関係

業務継続計画は従来の地域防災計画の考え方に、以下のような視点を新たに加えたものである。

- ① 地域防災計画では行政自体の被害を明確に想定はしていないが、業務継続計画は公的機関の人員、施設等も被害を受けることを前提としている。
- ② 地域防災計画は対応すべき対策を記載しているが、業務継続計画は優先的に実施する業務を明確化している。
- ③ 地域防災計画には主に防災部門、建設部門、医療・福祉部門等の取り組みを示しているが、業務継続計画は組織全体として最適な対応を図るために、非常時優先業務に必要とされる資源について組織横断的に対応する必要性を重視している。

#### ○図表2 地域防災計画と業務継続計画との比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策にかかる実施事項及び役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施するための計画

行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要はない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務(予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。(応急対策業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
職員の業務執行環境	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

○図表 3 地域防災計画と業務継続計画との関係

※「非常時優先業務」の考え方

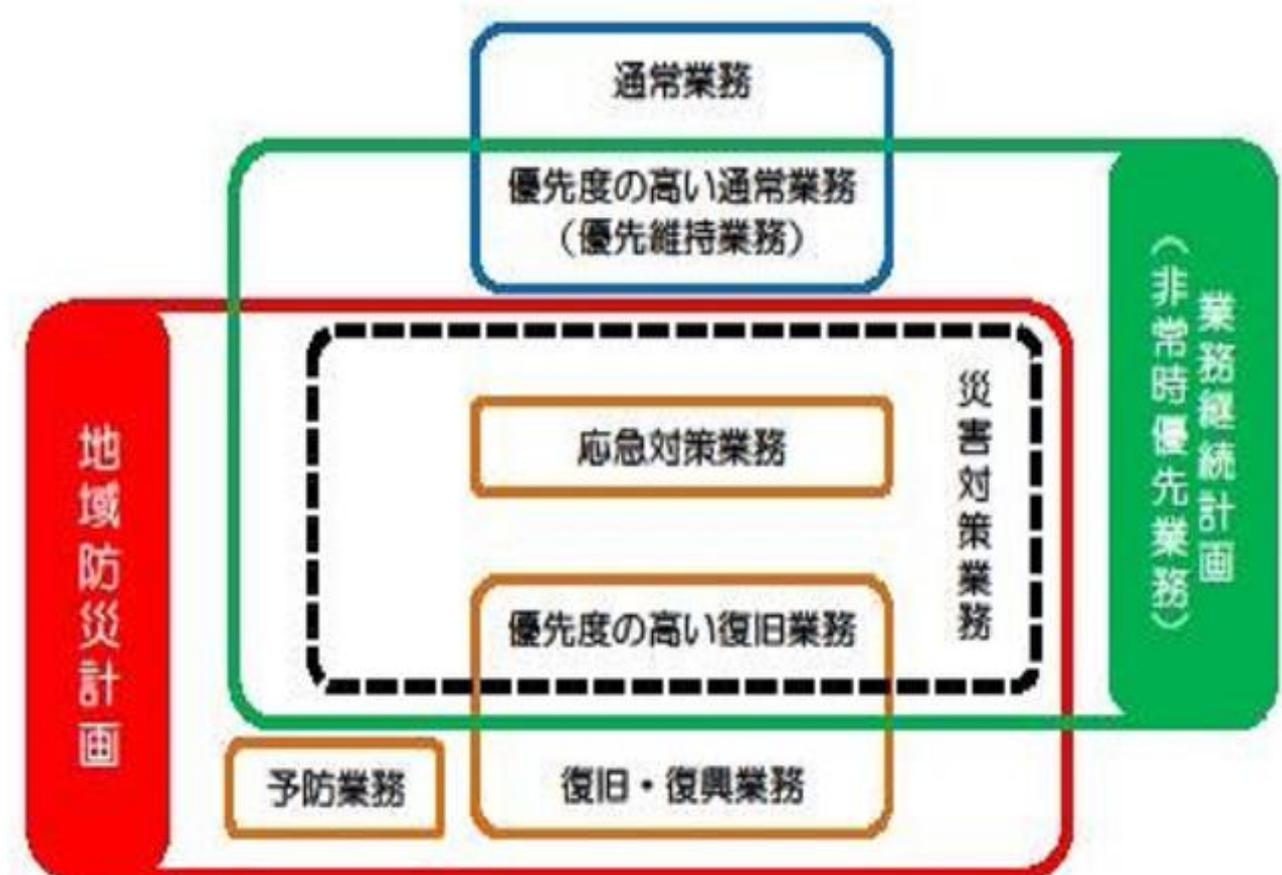
非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき通常業務及び災害応急対策業務を合わせたものである。

このうち、災害応急対策業務は地域防災計画にも規定された業務である。

5) 業務継続計画の発動と解除

① 本計画は、次のいずれかの場合に発動する。

- ア 町内で震度5強以上の地震が発生し、久米島町災害対策本部が設置された場合
- イ 町長が必要と認めた場合



図表 3

② 発動権限者

本計画の発動権限者は、町長とするが、本計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定める。

【段 階】

○図表4 決定権限順位表

町長の職務代理者の順序	第1位 副町長 第2位 総務課長 第3位 企画財政課長 第4位 プロジェクト推進課長
-------------	---

③ 計画の対象期間

本計画の対象期間は、災害発生から概ね 1 週間とする。

④ 発動解除

町長は、町における業務資源の不足等に伴う支障が改善され安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の発動解除を宣言する。ただし、各本部員は、解除の前であっても災害応急対策業務の進捗に応じ、停止・縮小した通常業務を順次再開させることができるものとする。

6) 町民への周知

町民に対し、災害発生時に停止する業務及び優先的に実施する業務があることについて理解を求めることで、災害時の混乱を防止できるよう本計画の内容を広く周知する。

2. ◆前提とする災害と被害想定◆

1) 前提とする災害

本計画の策定にあたっては、地震より久米島町にもっとも大きな被害を及ぼすとされる久米島北方沖地震を前提とする。

2) 被害想定

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見(津波履歴等)を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

平成 25 年に沖縄県が出した被害想定調査報告図表6を見ると、八重山諸島南東沖地震は津波による、人的被害が大きく、久米島北方沖地震では地震による建物への被害が顕著となっている。

図表 4-1 「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニ チュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 (※4)		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

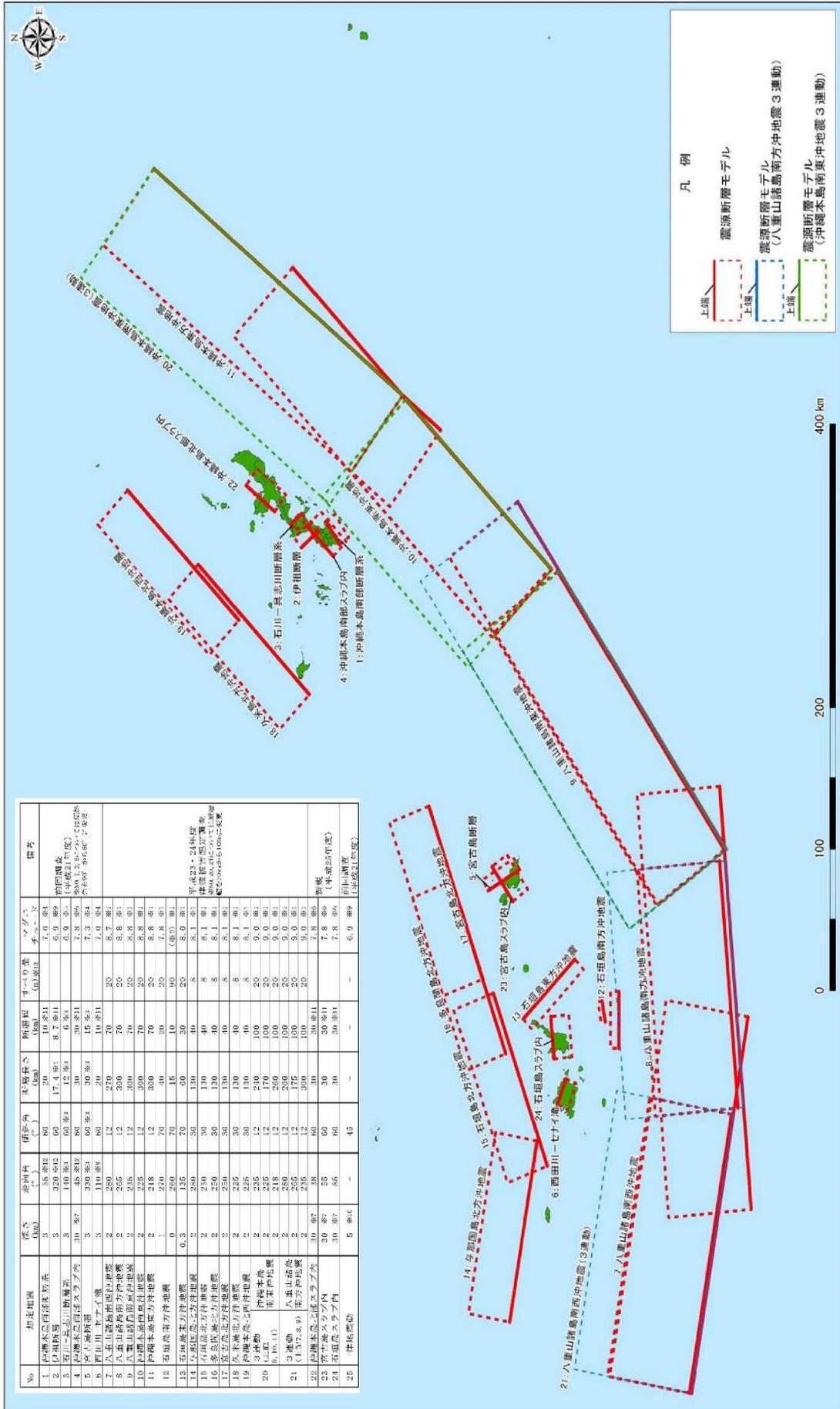
※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、マグニチュードで示すことができない。

○図表5 久米島町内の震度予測  
久米島北方沖地震【マグニチュード 8.1 最大震度7】

■被害想定対象地震の震源位置



参考資料：H25年度沖縄県地震被害想定調査について

### 3) 被害想定概要

県による被害想定項目のうち、建物被害、人的被害、ライフライン被害、避難者、要配慮者被害（調査報告書では災害時要援護者被害と記載されている）は、次に示すとおりである。

被害想定は、季節・時刻について冬・深夜、夏 12 時、冬 18 時の季節・時刻の3シーン、それぞれについて風速条件として強風時・平常時の2ケースを設定しているが、ここでは各シーン・ケースの最大値を記載した。

○図表 6 被害想定

#### ■町域における地震・津波被害量予測一覧

			沖縄本島南部スラブ内地震	八重山諸島南東沖地震	久米島北方沖地震	沖縄本島北西沖地震	沖縄本島南東沖地震3連動	
建物被害	全壊	地震	棟	94	23	839	111	93
		津波	棟	0	219	14	0	560
	半壊	地震	棟	179	38	1,054	267	134
		津波	棟	0	677	75	0	767
人的被害	死者数	地震	人	0	0	24	0	0
		津波	人	0	81	16	0	133
	負傷者数	地震	人	19	3	321	38	15
		津波	人	0	1778	413	0	2,535
	要救助者数	地震	人	3	0	209	8	3
		津波	人	0	51	3	0	97
津波に伴う要搜索者数		人	0	1859	429	0	2,669	
ライフライン被害	上水道	断水人口	人	72	473	6,608	312	1,259
	下水道	支障人口	人	982	1,723	1,367	875	2,818
	電力	停電軒数	軒	0	491	328	8	1,248
	通信施設	不通回線	回線	0	488	1,123	52	1,117
避難者	避難所内		人	89	1844	1,073	114	2,540
	避難所外		人	59	924	645	76	1,279
要配慮者被害			人	25	510	297	32	703

参考資料:平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査(久米島町)

※建物被害の「地震」:揺れ、液状化、土砂災害、地震火災の合計

※人的被害の「地震」:建物倒壊、土砂災害、地震火災、ブロック塀の合計

※ライフライン被害は発災直後の被害想定

※避難者及び要配慮者被害は地震1日後の被害想定

※数値は各シーン等における最大値

### 4) 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況

想定される地震において、町役場本庁舎が使用不能となることを想定する。また、本庁舎以外の町施設についても、新耐震基準以前の建築で耐震性が確認されていない建物及び耐震補強していない建物は、使用できないものとする。

5) ライフラインの状況

- 道路 橋梁の被害、倒壊建物やブロック塀等道路沿いの建物や構造物の散乱等により発災後直ちに交通規制が実施され、主要道路は3日後をめどに応急復旧や迂回路の設定が行われるものとする。
- 電力 復旧まで一週間程度かかるものとする。
- 通信 復旧まで一週間程度かかるものとする。
- 上水道 復旧まで一ヶ月程度かかるものとする。
- 下水道 復旧まで数か月程度かかるものとする。

3. ◆非常時優先業務◆

1) 非常時優先業務の概要

町は、地震等大規模災害発生後、直ちに災害対策本部を設置し、避難所の開設、食料の調達・供給等多岐にわたる災害対応に当たらなければならない。一方、通常業務については町民への行政サービスを継続することが必要となる。

しかし、職員自身や庁舎の被災など、人的・物的資源が制限される中で、災害応急対策業務と全ての通常業務を行うことは困難である。

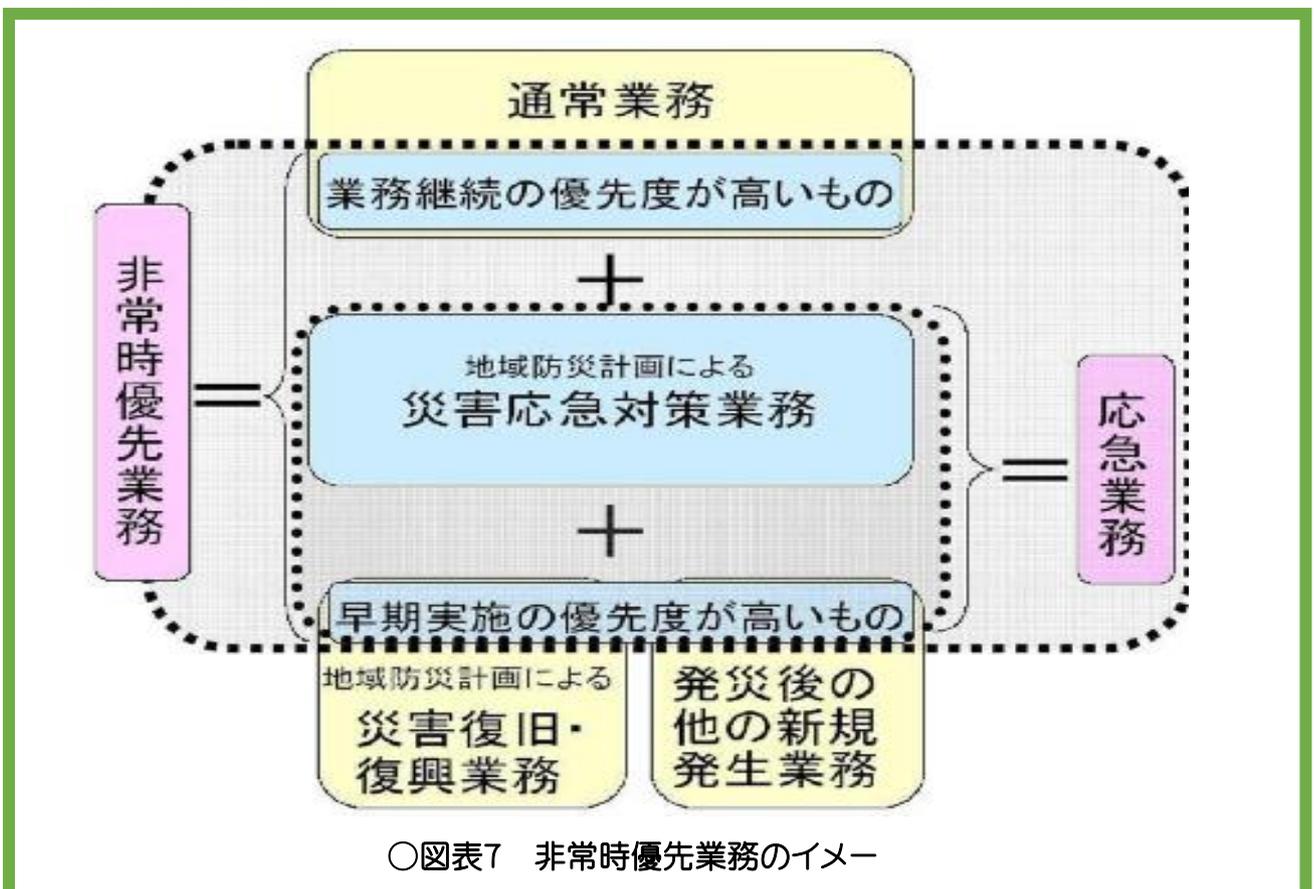
そこで、本計画では災害応急対策業務と通常業務について、その緊急性と重要性を評した上で災害時に優先的に行わなければならない業務、災害応急対策業務及び優先通常業務を「非常時優先業務」として位置付ける。

① 災害応急対策業務

久米島町地域防災計画に定めている災害対策本部の所掌事務を「災害応急対策業務」とする。

② 優先通常業務

各課の通常業務のうち、災害時であっても町民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動を維持する観点から評価を実施した業務継続の優先度が高い業務を「優先通常業務」とする。



○図表7 非常時優先業務のイメージ

2) 非常時優先業務の実施方針

① 町民の命を守る業務を最優先で実施する。

発災直後は職員や燃料等の資源が不足する状況の中、災害応急対策業務量が膨大となるため、発災直後に全ての災害応急対策業務を一斉に開始するのではなく、救急救命活動や避難所開設等の町民の生命・生活に関わる業務を最優先に実施する。その後、順次相談窓口の設置や被災証明書発行等の生活再建支援業務を実施する。

② ライフライン維持のための業務は、災害時でも継続する。

水道・下水道・ごみ処理及び病院は、町民生活に直結するライフラインであるため、その機能維持又は早期復旧に努める。

また、発災後、町民が事業の再開に向けて速やかに復旧業務等を進めるためには、学校や幼稚園、保育所施設等の環境整備も重要である。このように復旧に向けた町民の活動と密接な関係がある公共施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極めながら、早期再開を目指す。

③ 通常業務については可能な限り停止又は縮小する。

発災直後に生じる避難所運営等の膨大な災害応急対策業務を迅速かつ的確に実施するため、平常時に実施している通常業務については、優先度に応じ停止又は縮小する。

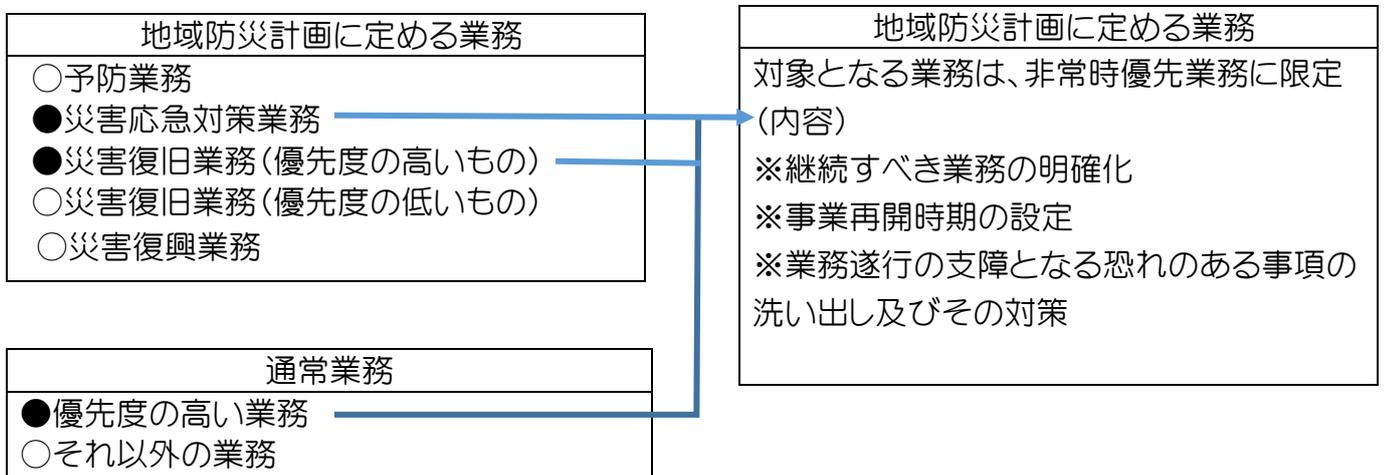
④ 業務遂行に必要となる燃料等の必要資源は、選択と集中による配分を行う。

災害時には多くの資源調達が制約されるため、非常時優先業務で必要とする燃料や公用車等の燃料については、各部局の要求する数量のすべてを調達できない場合が想定される。このため、非常時優先業務の中でも特に重要な業務を洗い出し、燃料等の資源を効果的に配分する。

3) 時系列に応じた業務内容の検討

発災後の混乱した状況の中での的確に業務を遂行するためには、あらかじめ組織別、個人別に何を行うべきか、地震発生後、一定の時間までに誰がどのようなことを行うのかを想定した資料を所属毎に作成することとし、それを参考に個人ごとに自分が行うべき行動を整理する。

○図表8

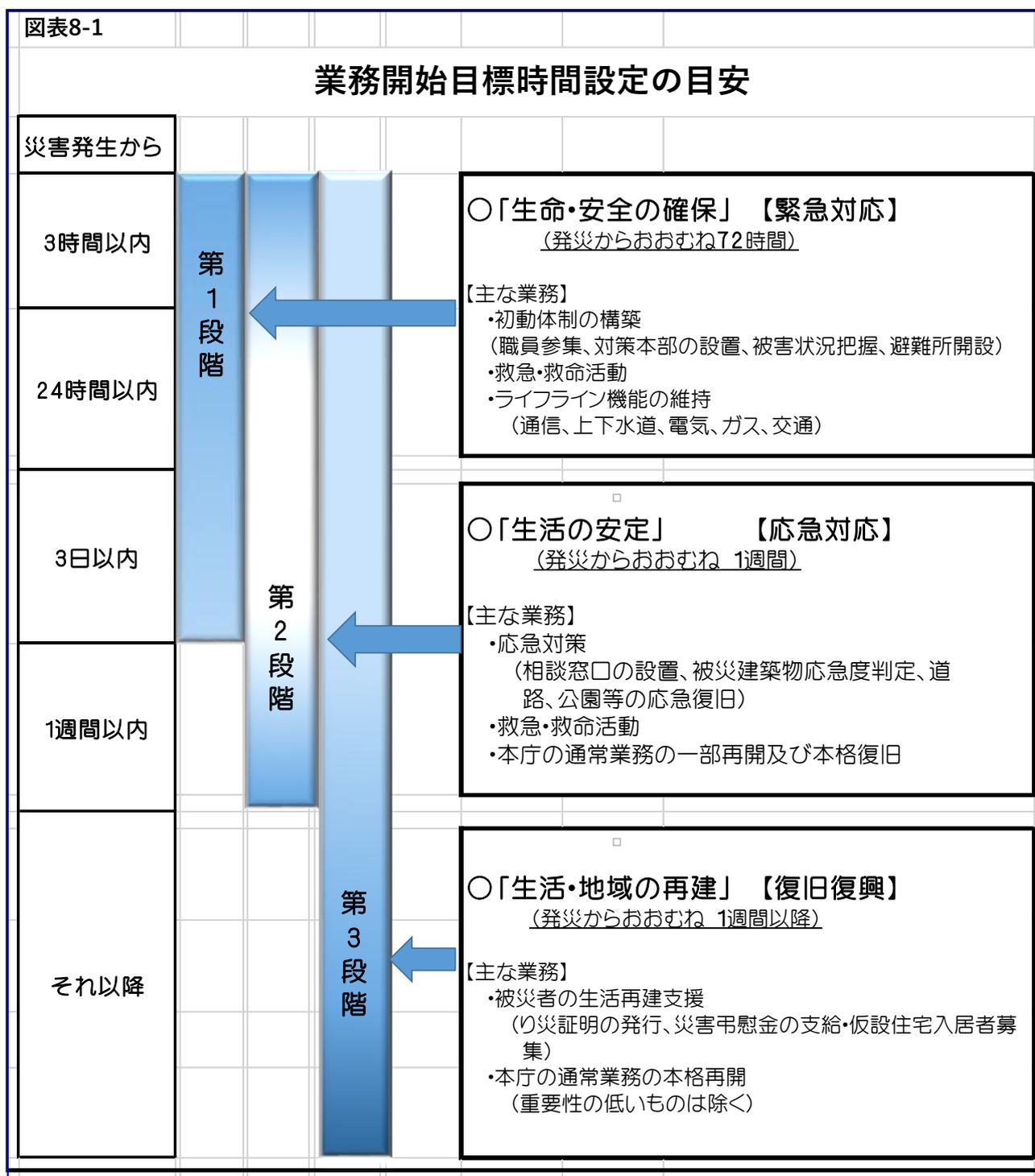


#### 4) 非常時優先業務の復旧目標の設定

① 非常時優先業務における「影響」について、どの程度まで復旧又は応急処理を行えば影響を防ぐ又は抑えることができるのか、といった観点で、各課で目標レベルを設定した。

「目標レベル」は行政サービスの提供に必要なレベルであり、必ずしも100%とは限らない。

② 上記①のレベルの行政サービスをいつまでに再開させるか、目標時間を設定し、下表のa～fを選択した。(図表8-3)



○図表8-2非常時優先業務の特定と順位付け

優先度	評価基準
A	発災後直ちに業務に着手しないと、町民の生命・生活及び財産、又は久米島町機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、町民の生命・生活及び財産、又は久米島町機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、町民の生命・生活及び財産、又は久米島町機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
D	発災後1週間以上は着手せず、中断が町民の生命・生活及び財産、又は久米島町機能維持に影響を及ぼさないと見込まれる業務

○図表8-3非常時優先業務の復旧目標時間

優先度	初動対応			即時対応		復旧対応
	A			B	C	D
目標復旧時間	直ちに	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	それ以降
	<b>a</b>	<b>b</b>	<b>c</b>	<b>d</b>	<b>e</b>	<b>f</b>

5) 非常時優先業務の選定結果

評価基準に基づき選定を行った結果は、図表9のとおりであった。  
(評価結果については、「非常時優先業務一覧」のとおり)

○図表9 非常時優先業務選定結果表

評価		分掌業務数		
			応急・復旧対策業務数	優先通常業務数
A	a	169	82	87
	b	7	6	1
	c	12	12	0
B	d	45	22	23
C	e	29	9	20
非常時優先業務 計		262	131	131
D	f	328	20	308
合計		590	151	439

※非常時優先業務一覧参照(別表1・2)

4. ◆業務継続のための執行体制の整備◆

1) 業務執行体制の整備

① 現状

大規模災害が発生した場合において、業務を継続するためには、必要な人員を確保、適切な配置を行い、効率的な活動体制を確保する必要がある。「久米島町災害体制」による災害体制は図表10のとおりである。

○図表10 配備基準及びその人員  
 <久米島町災害体制>

配備体制		配備基準	配備体制の内容
災害警戒準備体制	警戒初動配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本町域において震度3の地震が発生した場合。</li> <li>○津波注意報の発表又は津波のおそれがあると判断した場合。</li> <li>○気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制等の初動配備。</li> <li>★庁内会議の開催。</li> </ul>
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県全域又は町域に、気象業務去に基づく大雨、洪水、その他の注意報・警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき。</li> <li>○大雨、洪水、その他の異常な自然現象により、県の全域又は町域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。</li> <li>○本町域において震度4の地震が発生した場合。</li> <li>○津波注意報の発表及び情報収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。</li> <li>○弱い地震であっても、津波災害に備え、避難の必要を認める場合。</li> <li>○前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動を行う。</li> </ul>
災害対策本部	第一配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本町域において震度5弱の地震が発生した場合。</li> <li>○津波警報が発表された場合。</li> <li>○町の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合で、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。</li> <li>★難所の開設等、庁内会議にて決定した体制での活動を行う。</li> </ul>
	第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本町域において震度5強の地震が発生した場合。</li> <li>○津波警報の発表及び体制等を特に強化して対処する必要がある場合。</li> <li>○暴風、大雨その他異常な自然現象に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。</li> <li>★災害救助の実施に必要な</li> </ul>

	配備	より、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合。 ○大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合。 ○町の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合。	な本部要員は配置につく。
	第三配備	○本町域及び近隣市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○大津波警報が発表された場合。 ○県全域にわたる被害が発生した場合。 ○甚大な局地的被害が発生した場合。 ○災害により町の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合。	★町全域にわたって風水等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

※久米島町地域防災計画より引用

② 課題

災害対策が数日にわたれば交代要員が必要になるため、権限の代理についてはあらかじめ検討しておく必要がある。

③ 対策

大規模災害発生時に迅速かつ的確に業務を実施するために、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する。

2) 指揮命令系統の確立

- ① 町災害対策本部においては、本部長である町長が総括する。ただし、町長が出張のため不在又は連絡不能の場合は、次の順位により町長に代わり意思決定を行う。

○図表11 決定権限順位表

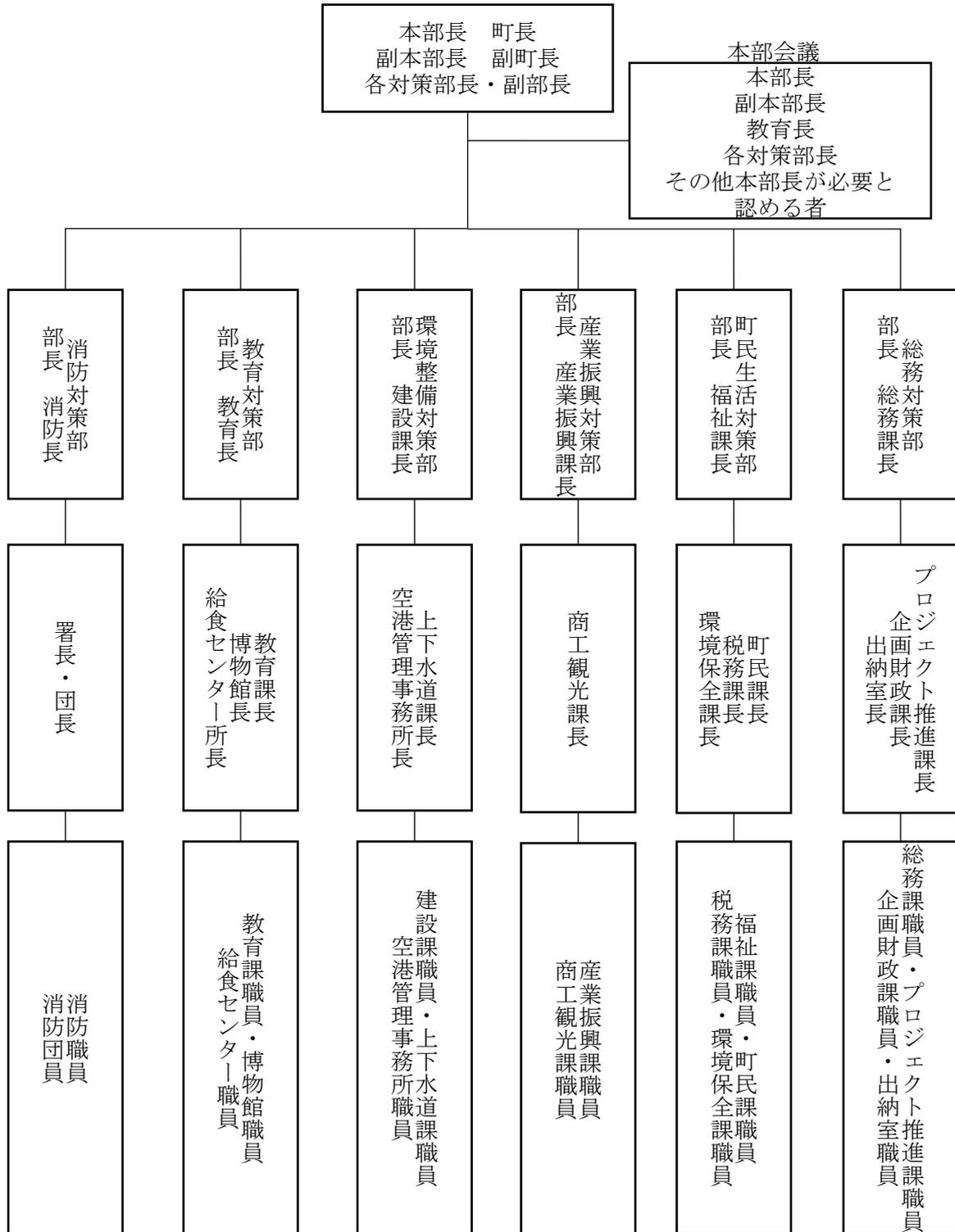
町長の職務代理者の順序	第1位 副町長 第2位 総務課長 第3位 企画財政課長 第4位 プロジェクト推進課長
-------------	---

②各対策部の指揮命令権者は図表12のとおり。

○図表12 各対策部指揮命令権者表

対策部名	第1順位(部長)	第2順位(副部長)
総務部対策部	総務課長	企画財政課長・プロジェクト推進課長・出納室長
町民生活対策部	福祉課長	町民課長・税務課長・環境保全課長
産業振興対策部	産業振興課長	商工観光課長
環境整備対策部	建設課長	上下水道課長・空港課長
教育対策部	教育課長	博物館長・給食センター課長
消防対策部	消防長	消防署長

■災害対策本部組織図■



### 3) 勤務時間外に参集可能な職員数

#### ① 現状

災害が休日や早朝等勤務時間外に発生した場合にどのくらいの時間で職員が参集できるかを把握することは、業務継続計画の円滑な実施のために重要なことである。

自宅から職場までの所要時間について後述の調査概要のとおり調査を実施し、これを基礎データとして参集可能な職員(正規職員)の試算を行った。

実質参集職員数は、この基礎データを基に、家族・地域対応が必要となる職員が1割、家屋等の倒壊による登庁困難となる職員が1割発生するものと想定し、調査結果の8割が参集するものと想定する。

## 職員参集アンケート

### 【調査概要】

#### 《対象者》

正規職員(消防職員、産休・育休等長期休暇中職員、派遣職員を除く)

#### 《設問》

地震発生後、自宅から勤務場所(本庁、各支所等)までの徒歩移動に要する時間を下記の条件により回答してください。

※現在勤務している場所まで

#### 《条件》

ア この調査は徒歩による登庁とし、移動速度は4km/時とする。

イ 家族の安否・自宅の被災状況確認等に要する時間として、15分を加える。

ウ 自身又は家族に怪我等がなく、近隣で救助活動の必要は無いものとする。

エ 道路は亀裂等により、歩きにくい状況ではあるが、通常の通勤に利用する道のりを想定してください。

- ①30分以内    ②30分以上1時間未満    ③1時間以上2時間未満  
④2時間以上3時間未満    ⑤3時間以上

調査の結果、参集対象職員の 146 名のうち、①30分以内に参集できる職員はおよそ 27.4%、同様に、②1時間以内に 52.1%、③2時間以内に 75.2%、④3時間以内に 99.3%、⑤3時間以上が 0.7%となった。(図表13-1)

これに基づいた実質参集職員(調査結果×0.8)は、30分以内に勤務場所に参集できる職員は 21.9%、同様に1時間以内に 41.6%、2時間以内に 60.3%、3時間以内に 79.5%、3時間以上が 0.5%の職員が参集できるものと予測する。(図表13-3)

また、職員の居住区別(図表13-2)を見ると、字比嘉に 34名23.6%、仲泊に 27名18.5%の職員がおり、両集落で 61名41.8%となっている。

○図表 13-1 職員参集予測調査

		30分 以内	30分以上 1時間 未 満	1時間 以 上 2時間未 満	2時間 以 上 3時間未 満	3時間以上	職員計	
総 務 課	参集人数(町 長・副町長含む)	人数(人)	3	4	1	3	0	11人
		割合(%)	27.3%	36.4%	9.1%	27.3%	0.0%	100%
企 画 財 政 課	参集人数	人数(人)	3		1	3		7人
		割合(%)	42.9%	0.0%	14.3%	42.9%	0.0%	100%
プロジェクト推進課	参集人数	人数(人)	1			2	0	3人
		割合(%)	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	100%
出 納 室	参集人数	人数(人)			2	1	0	3人
		割合(%)	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	100%
議 会 事 務 局	参集人数	人数(人)	1	1				2人
		割合(%)	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
福 祉 課	参集人数	人数(人)	1	9	4	5		19人
		割合(%)	5.3%	47.4%	21.1%	26.3%	0.0%	100%
町 民 課	参集人数	人数(人)	1	2		1	1	5人
		割合(%)	20.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%	100%
税 務 課	参集人数	人数(人)	5	1		2		8人
		割合(%)	62.5%	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	100%
環 境 保 全 課	参集人数	人数(人)	3	2				5人
		割合(%)	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
産 業 振 興 課	参集人数	人数(人)	4	1	1	3		9人
		割合(%)	44.4%	11.1%	11.1%	33.3%	0.0%	100%
商 工 観 光 課	参集人数	人数(人)	2	1	1	2		6人
		割合(%)	33.3%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	100%
建 設 課	参集人数	人数(人)	2		5	1		8人
		割合(%)	25.0%	0.0%	62.5%	12.5%	0.0%	100%
上 下 水 道 課	参集人数	人数(人)	3			2		5人
		割合(%)	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	100%
空 港 管 理 事 務 所	参集人数	人数(人)	1		4	1		6人
		割合(%)	16.7%	0.0%	66.7%	16.7%	0.0%	100%
教 育 課	参集人数 (総合窓口)	人数(人)	4	4	4	1		13人
		割合(%)	30.8%	30.8%	30.8%	7.7%	0.0%	100%
博 物 館	参集人数	人数(人)		3	1			4人
		割合(%)	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100%
給 食 セ ン タ ー	参集人数	人数(人)	1	1	3			5人
		割合(%)	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%	100%
保 育 所	参集人数	人数(人)	4	3	3	5		15人
		割合(%)	26.7%	20.0%	20.0%	33.3%	0.0%	100%
そ の 他 の 施 設	参集人数	人数(人)	1	4	4	3		12人
		割合(%)	8.3%	33.3%	33.3%	25.0%	0.0%	100%
計	参集人数	人数(人)	40	36	34	35	1	146人
		割合(%)	27.4%	24.7%	23.3%	24.0%	0.7%	100%

※時速：4km/hで計算 準備に要する時間を15分プラス

※その他の施設（パークゴルフ場、ホールドーム、ホール館、学校図書、幼稚園）

図表13-2 (職員居住区別割合)

		宇江城	比屋定	上阿蘇	下阿蘇	真謝	宇根	真泊	西奥武	泊	謝名堂	イーフ	比嘉	真我里	銭田	島尻	山城	備前	仲村連	奥志川	仲地	山里	上江洲	西銘	久間地	北原	大原	鳥島	仲泊	大田	兼城	嘉手苅	居住人員
総務課	人数					1	1			2			2	1							1			1					1	1			11人
	割合					9%	9%			18%			18%	9%							9%			9%					9%	9%			100%
企画財政課	人数	1								1		2								1								1			1	7人	
	割合	14%								14%		29%								14%								14%		14%	100%		
プロジェクト推進課	人数											1												1				1			3人		
	割合											33%												33%				33%			100%		
出納室	人数																			1							1	1			3人		
	割合																			33%							33%	33%			100%		
議会事務局	人数											2																			2人		
	割合											100%																			100%		
福祉課	人数					2				3	1	3	1				2					2						1	4			19人	
	割合					11%				16%	5%	16%	5%			11%					11%							5%	21%			100%	
町民課	人数					1						1		1									1			1					5人		
	割合					20%						20%		20%									20%			20%					100%		
税務課	人数					1				1		4																1	1			8人	
	割合					13%				13%		50%																13%	13%			100%	
環境保全課	人数					2						3																			5人		
	割合					40%						60%																			100%		
産業振興課	人数	1								1		3					1						1					2			9人		
	割合	11%								11%		33%					11%						11%					22%			100%		
商工観光課	人数					1				1		1						1										2			6人		
	割合					17%				17%		17%						17%										33%			100%		
建設課	人数									1		1											1					2	2	1		8人	
	割合									13%		13%											13%					25%	25%	13%		100%	
上下水道課	人数										1					1												2	1			5人	
	割合										20%					20%												40%	20%			100%	
空港管理事務所	人数									1														2		1		1	1			6人	
	割合									17%														33%		17%		17%	17%			100%	
教育課	人数	1				1						2					1				1			2				2		2		12人	
	割合	8%				8%						17%					8%				8%			17%				17%		17%		100%	
博物館	人数																		1			1					1	1			4人		
	割合																		25%		25%						25%	25%			100%		
給食センター	人数								1	1									1								2				5人		
	割合								20%	20%									20%								40%				100%		
保育所	人数					1	1				1		5						3				1			1		2	1			16人	
	割合					6%	6%				6%		31%					19%					6%		6%		13%	6%			100%		
その他の施設	人数					1		1				4	1				1						2					2				12人	
	割合					8%		8%				33%	8%				8%						17%					17%				100%	
小計	人数	2	1			8	5	1		5	9	2	34	3	1	1	1	10		1	6	2	4	6		3		2	27	5	4	3	146人
字別割合(全体)	%	1.4%	0.7%			5.5%	3.4%	0.7%		3.4%	6.2%	1.4%	23.3%	2.1%	0.7%	0.7%	0.7%	6.8%		0.7%	4.1%	1.4%	2.7%	4.1%		2.1%		1.4%	18.5%	3.4%	2.7%	2.1%	100%

※その他の施設 (パークゴルフ場、健康センター、公民館、学校図書、幼稚園)

○図表 13-3 実質参集職員（調査結果×0.8）

			30分以内	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上	実員数	予測参集職員 (80%)
仲里庁舎	参集人数	人数(人)	19.2	16	11.2	16.8	0.8	80人	64人
		割合(%)	30.0%	25.0%	17.5%	26.3%	1.3%	100%	80%
具志川庁舎	参集人数	人数(人)	5.6	3.2	3.2	2.4	0	18人	14.4人
		割合(%)	38.9%	22.2%	22.2%	16.7%	0.0%	100%	80%
その他の施設	参集人数	人数(人)	7.2	9.6	12.8	8.8	0	48人	38.4人
		割合(%)	18.8%	25.0%	33.3%	22.9%	0.0%	100%	80%
全 体	参集人数(町長・副町長含む)	人数(人)	32	28.8	27.2	28	0.8	146人	117人
		割合(%)	21.9%	19.7%	18.6%	19.2%	0.5%	100%	80%

※その他の施設： あじま一館、給食センター、博物館、お絵館、パークゴルフ場、お絵ドーム、中央保育所、図書司書、幼稚園、空港

② 課題

上記図表 13-3 では99%の職員が3時間以内に登庁可能となっているが、実際に休日及び勤務時間外に発災した場合においては、初動時に従事する職員数が不足すると思われる、職員数に対応した職員配備体制をとる必要がある。

③ 対策

必要人員の不足に対しては、次のような応援体制を構築する。

ア 各対策部は本庁内において応援体制を整備する。

イ 避難所の運営等全庁的な応援体制を整備する。

ウ 他自治体からの応援職員や災害ボランティアを受け入れて業務を実施することも想定しておく。

エ 業務関係機関、民間事業者との災害時の応援体制を整えておく。

4) 業務継続への影響

大規模災害発生時に地域防災計画等に基づき災害対応を実施するためには、災害対策本部等が設置される本庁舎等において必要資源が利用できる状態でなければならず、利用不可能な資源がある場合は、利用可能とするための対策や代替措置を講じる必要がある。

この検討を行うため、地域の被害状況に加えて、業務継続計画の対象とする本庁舎及びその周辺の被害状況も想定する。

被害状況の想定結果によれば、対象地震発生時、本庁舎周辺では、震度6強程度の揺れが想定される。

震度6強程度の揺れで発生する現象や被害の状況は、「気象庁震度階級関連解説表」によれば、図表 13 のように整理できる。

したがって、対象地震発生時は、庁舎等建物の被災により、業務機能に支障が生じること、交通機関の麻痺により物資が不足することなど広範にわたる影響があることや職員

自身も被災し、住宅の被害を受ける可能性があることから、業務継続上マンパワーが不足することなどが想定できる。

〇図表13		
震度6強程度の揺れで発生する現象や被害の状況		
人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	人の体感・行動	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
	屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
	屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
鉄筋コンクリート造建物の状況	鉄筋コンクリート造建物（耐震性が高い）	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が増える。
	鉄筋コンクリート造建物（耐震性が低い）	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
地盤・斜面等の状況	地盤の状況	大きな地割れが生じることがある。
	斜面等の状況	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
ライフライン・インフラ等への影響	ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに安全のための鎖等で固定されていない場合は転倒による、ガス漏れの可能性がある。
	断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
	電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
	大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館など大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

## 5) 職員の参集と安否確認

大規模災害発生時に、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、いち早く参集した職員の把握と職員等の安否確認が重要となる。

### ① 現状

勤務時間外の非常参集は、各勤務場所に集合することを原則としているが、自宅が被災した場合や交通の途絶等により、規定の参集場所に集合できない時は、所属長に連絡する。また、勤務場所には参集できないが、自宅近くの町関連施設への参集が可能な場合は、直近施設に参集する。

### ② 課題

職員の参集は職員参集メールと各課の連絡網で行うことになるが、電話は輻輳等により通話不能となることが予想される上、メールについても着信までに時間がかかることが想定される。

### ③ 対策

各課において、電話の輻輳、メール着信の遅れなども考慮に入れ、連絡体制の整備を行う。

また、メールサーバへの受信確認を頻繁に行うことや、「地域防災計画 第3編、災害応急対策計画」の参集基準により、連絡の有無に関わらず自主的に参集することを周知し、徹底する。

## 6) 職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになるが、安心して職務に専念するためには家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。そのため、普段から家族間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておくことが必要となる。

また、職種や部署によっては、職員が家族と連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならないことも予想される。そのような場合には、総務対策班を中心に家族の安否確認を行う。

## 5. ◆業務継続のための執行環境の整備◆

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設の機能を保持し、又は早期復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要がある。

### 1) 施設の安全対策

非常時優先業務を遂行するために本庁舎等災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同様の機能を保っていなければならない。万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

ここでは、災害対応の拠点となる施設等の現状を踏まえた上で、業務遂行に必要な執務環境を確保する観点から課題を抽出し対策を検討する。

#### ① 本庁舎の現状

災害時における庁舎設備の状況は、図表14のとおりである。

○図表14 本庁舎設備状況

電 源	○本庁舎 停電時は自家発電にて、照明やサーバー、電話機、防災機器への電源を供給が可能(クーラについては不可)。(定格 150KVA 燃料タンク 490 リットル(軽油)で12時間以上稼動) 自家発電機は燃料が追加補給できれば長時間運転可能。 ※運転不能の場合については、業務が停止となる。
水 道	○上水道(手洗い、飲料、トイレ)有効水量:約 14 m <sup>3</sup> (高架水槽 5 m <sup>3</sup> 、受水槽 9 m <sup>3</sup> ) ○使用可能期間 上水道 3 日(4 m <sup>3</sup> /日※)ただし、停電時は1日 ※一日の使用水量は開庁日を月 20 日とした場合の平均使用水量(平成 29 年度)
電 話	○非常用自家発電がある、仲里庁舎、消防本部は全台使用可能。 災害時優先電話4台(仲里庁舎×2 台、消防本部×1 台、上下水道課×1 台) ※停電時に使用できる電話

② 課題

- (建物) 本計画で想定される地震では、非常時優先業務の拠点となる本庁舎に被害が発生し、庁舎機能が保てない場合も想定しなければならない。
- (設備) 庁舎等建物が使用可能であっても、電気、水道、電話等のインフラが被害を受けることが想定される。
- (停電) 自家発電は主に非常用電源として、最低限の電源供給となっている為、エアコンの使用は出来ない。※電話、OA機器を使用した業務は可能。
- (その他) 事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊及び書類類等の散乱などの片付けのために多くの時間を費やすようになり、非常時優先業務を遂行するにあたり支障が出てくる。

③ 対策

- (建物) 本庁舎については、使用できないほどの被害を受けた場合を想定して、執務室の代替場所や民間施設の活用による仮設庁舎での業務継続を行う。  
なお、執務を代替場所、仮設庁舎で継続して実施する場合は、電気、水道、通信等のインフラ整備についても最大限考慮しなければならない。
- (設備) 最優先で応急修理が行えるように、保守業者等と災害時の技術者派遣について確認し、必要に応じて協定を締結する。
- (停電) 災害時に必要最小限のOA機器が稼働できるように、燃料の備蓄、自家発電機のメンテナンス、ポータブル発電機の備蓄などを行う。
- (その他) 書架やキャビネット、OA機器の転倒・落下防止策を実施する。書類等の散乱防止のために書架、キャビネット等への施錠を実施する。

【方 針】

① 非常時対応

- 各所属は、あらかじめ非常時において使用を許可された機器のみ使用するものとし、業務に直接関係しない電気製品や電力消費量の大きな機器は使用しない。  
また、許可されている機器であっても災害時優先業務に不可欠なものでない場合は、電源を切るなど節電する。また、発電のための軽油の確保に努め、発電設備のレンタルによる対応も検討する。

② 平素からの事前対策

- 総務課は、輸送を含めた軽油の優先的確保対策をはじめとする自家発電設備

の不稼働リスク対策(その他には燃料漏れ、制御機器等)を行う。

また、各所属の使用機器を把握し、必要なもののみについて非常時の使用をあらかじめ承認する。

- 各所属は、非常時に使用する機器を総務課に届け出るとともに、適切に管理する。
- 停電によりパソコンが起動しない場合に備え、災害時優先業務の継続に必要なとなる様式等のデータについては、紙ベースで出力しておくなど、パソコン等を使用しない手作業等による業務実施方法についても、検討、準備を行っておく。

## 2) コンピュータシステムの安全対策

町は、町民の個人情報や行政に関する重要な情報「情報資産」を多数保有し、その行政サービスの大部分について各種情報システムを利用している。

また、電子メールやインターネット等を利用して災害情報を収集・提供するなど、情報システムは災害時においても不可欠なものとなっている。

災害対策本部が使用する基盤的な情報システム及びインターネット接続を最優先に早期復旧を図る。

### ○図表15コンピュータシステムの状況

基幹業務系システム	住民情報を取り扱う基幹系システム(パッケージシステム)、基幹連携システム、基幹単独システム等については、自庁方式により構築しており、庁内ネットワークを利用して業務の運用を行なっている。 ※今後において、クラウド化を推進する。
内部情報系システム	内部情報系システム(各種業務、庁内掲示板等)については、自庁方式及び一部クラウド方式により構築しており、利用するパソコン・プリンター等専用回線によるネットワークを利用して運用を行なっている。
外部接続系システム	情報系システム(電子メール等)については、クラウド方式により構築しており、利用するパソコン・プリンター等ネットワークを利用して運用を行なっている。
その他のシステム	防災関係の外部との主要通信 (1) 情報受信関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国瞬時警報システム(J-ALERT)</li> <li>・緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)</li> <li>・沖縄県総合行政情報通信ネットワークシステム</li> <li>・沖縄県防災情報システム</li> </ul> (2) 情報発信系 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急速報メール (ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話利用者へ避難情報等を発信する。</li> <li>・Lアラート(災害情報共有システム) (安心・安全に関わる公的情報などが迅速かつ正確に伝えられることを目的とした情報基盤。 住民は、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能となる。)</li> </ul>

## ② 課題

ア 庁舎損壊等によるシステム停止に備えて、システムの冗長化(多重化)をする必要がある。

- イ 一部未実施のネットワークの冗長化(多重化)を実施する必要がある。
- ウ ネットワークの断線、サーバーに障害が起こった場合は、庁内ネットワークは使用不能となり、グループウェアに構築された業務データベースは使用不能となるほか、インターネット利用、電子メール、複合機での印刷もできなくなる。

### ③ 対策

- ア 基幹業務系システム、重要な情報資産について、町外遠隔地において運用、保管をするため、システムのクラウド化を検討し、早期の実現を図る。
- イ 一部未実施のネットワークの冗長化(多重化)による通信回線の強化を行う。
- ウ 発災時のシステム停止に備え、町のシステムを最優先の復旧対象と位置づけ対応するようシステム保守業者へ要請するとともに、稼動再開に向けた人的体制を確保する。
- エ 情報システムが使用できない場合の代替手段について、早期に検討する。

## 【方針】

### ① 非常時対応

- 総務課は、業務の基幹となる情報システムについては、優先順位を設けて、順次復旧するとともに、回線帯域を確保するため使用を制限する。  
また、システムの保守業者等に対して、要員の派遣及び復旧を要請するとともに、復旧や機器の廃棄等に伴う情報漏洩を防止するために、関係者に対して注意を喚起する。

### ② 平素からの事前対策

- 各所属は、所属共有ハードディスク、パソコン内等のデータについて、バックアップを取得しておく。また、災害時優先業務を情報システムがない環境でも実施するため、手作業等による代替方法を準備するとともに、必要なデータ等は、紙ベースでも準備しておく。  
また、総務課は、今後、業務に要するデータの保存、バックアップについては、庁内LANと各職員のパソコン、各所属で整備している機器との使い分けの考え方を含めて、全庁的な対応(基準、方向性)を取り決める。

## 3) 通信手段の確保及び災害情報の収集・発信

### ① 現状

通信については、NTT回線、携帯電話、衛星電話、がある。固定電話は、電話線の切断、交換機が故障した場合は、使用不可能である。庁舎が停電したとしても、電話回線が切断しなければ蓄電装置により、停電後数時間は固定電話(NTT回線)の利用が可能となっている。

固定電話の使用が可能な場合でも、通話の輻輳などにより、利用できない可能性が大きい。このため、輻輳の影響を受けない災害時優先電話の利用が可能である。

携帯電話は、発災直後、固定電話に比べて、輻輳の影響を受けにくい可能性があり、携帯メール等のパケット通信が、発災当日でも利用できる可能性がある。

通信手段の現状は図表16のとおり。

○図表16

通信手段	設置場所	備考
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲里庁舎(総務課、警備室)</li> <li>・消防本部</li> <li>・上下水道課</li> </ul>	断線等の場合は使用不能 非常時優先電話4回線(停電時)
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課に防災用を1台保有</li> </ul>	災害時対応
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課内に1台・消防本部1台配置</li> </ul>	電話不通時の対策
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲里庁舎に統合制御局設備、消防本部通信室遠隔制御設備を設置</li> <li>・屋外拡声子局 町内48箇所</li> </ul>	
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲里庁舎、消防本部</li> </ul>	県との通信手段として整備

② 課題

災害対応初動期においては、構造物やライフラインの被害状況、町民の被災状況及び関係機関の対応状況などの情報収集、広報活動が重要であり、通信手段の効率的な使用が必要である。

③ 対策

ア 総務省沖縄総合通信局が非常時に貸出しを行っている移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線等)の活用し、通信手段の構築を図る。

イ 衛星携帯電話は、情報通信を行うための最終手段の一つとして、総務課・消防本部に配置しており、緊急時に備え点検整備を常時行う。

【方針】

総合的に情報通信手段を確保するとともに、代替え手段を含めて、通信が確保できない場合は、庁舎の代替え拠点移転の判断材料とする。

① 非常時対応

- 総務課は、町が管理する通信施設や通信設備の復旧を図る。
- 企画財政課は、通信事業者に対して、優先的な復旧を要請するとともに、その調整状況を総務課に適宜報告する。
- 各所属及び職員は、固定電話での不要不急の通信を避けることにより、輻輳を防止する。

② 平素からの事前対策

- 各所属は、固定電話が利用できない場合を想定し、災害時優先電話、携帯電話、衛星携帯電話等の利用あるいは、代替え手段を検討、準備しておく。
- 輻輳に備えるため、できるだけ複数の手段を確保しておく。
- 職員は、非常時優先電話の確認と他手段及び通信機器の利用、操作に精通しておく。

4) 非常時における職員への対応

非常時には、職員は帰宅せずに数日間業務に従事することが想定されることから、職員が業務に従事できる環境を整える必要がある。

① 現状

町民用に食非常食・毛布等の備蓄は行っているが、災害対策従事職員用の備蓄は行っていない。

また、従事する職員のための睡眠場所の確保も行っていない。

② 課題

- ア 発災後、職員は数日間帰宅せず業務に従事することとなり、職員自身による食料等の調達は困難である。その間の食料、飲料水を備蓄する必要がある。
  - イ 従事する職員の最低限の健康管理には留意しなければならない。
  - ウ 帰宅せず業務に当たる職員への睡眠場所の確保は、業務継続の観点から必要がある。
- エ 職員が災害に遭遇することや災害時の慣れない業務に携わることにより精神的ショックを受け、業務に従事できなくなる可能性があるため、精神面のケアが必要である。

③ 対策

- ア 食料は、職員1日2食3日分の食料を備蓄する。また、救援物資の一部を職員用に使用する。これに伴う備蓄は複合型防災・地域交流拠点施設倉庫とする。
- イ 職員の勤務が長時間にならないよう交替の職員を派遣して休憩を取らせるなど健康に配慮しなければならない。また、災害対策の長期化に備えて勤務班と休憩班を分けて交互に勤務にあたる交替勤務制とする。
- ウ 睡眠場所の確保は、健康管理の面からも重要であり、発災後、対策本部は早い段階で職員用の睡眠場所の確保を行う。場所の選定については、緊急出動が可能であるか、耐震施設であるか等を考慮し、決定する。
- エ 心身の健康状態を把握するため、保健師(町職員)による相談窓口の設置を検討するなど、体制の整備及び場所を確保し、職員への周知を図る。所属長は職員のメンタル面に注意を図り、早期発見に努める。職員はお互いにメンタル面に注意を図り、早期発見に協力する。

5) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

① 現状

災害対策本部の代替施設については、消防本部としているが、業務継続のための代替施設は定められていない。

② 課題

本庁からの距離や施設規模。  
安全性やライフライン機能の確保。

③ 対策

次の施設を代替候補施設とする。また、候補施設以外にも民間施設の活用や代替施設の分散化についても検討する。

(案)旧久米島中学体育館、イーフ情報プラザ、あじま一館、複合型防災・地域交流拠点施設、ホタルドーム等

【方針】

総務課は、建設課と連携して、建物の被害の状況、外部供給資源の状況等を基礎として、建物の使用可否を判断するとともに、建物が使用不可能な場合は、建物が使用可能になるまでの時間を検討し、代替え拠点移転の判断を行うとともに災害対策本部に報告し、本部長の承認を受ける。

なお、建物が使用可能な場合であっても、電力等の外部供給資源の被害状況によっては、代替え施設に移転することも検討する。

代替え拠点は、施設使用開始から12時間以内を目標に機能発揮が可能なものとする。そのため、候補施設等については、様々な危機事象の特性を勘案し、準備すべき資機材とその調達方法等を検討する。

① 非常時対策

○ 総務課は、庁舎の応急危険度判定等の点検を速やかに実施し、庁舎の安全確認を行う。総務課長は、庁舎の使用の可否を判断し、必要に応じて庁舎機能を移転する。

(a) 使用可能と見込まれる建物

ア 火災が発生した場合には、直ちに初期消火を行うとともに、総務課や消防(119)に連絡する。

イ 総務課は、建物への立ち入りの可否を判断するために、建物の安全性を確認し災害対策本部に報告する。

ウ 総務課は、危険な箇所が発見された場合には、早急に職員等を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。

エ 総務課は、建物に被害が発生した場合には、職員等の安全や業務継続への支障度が高い箇所を優先して応急修理を実施する。

(b) 使用不能と見込まれる建物

ア 前項「(a)使用可能と想定される建物と同様の事項を実施する。

イ 建物が使用不能と判定された場合、電力、通信その他の外部供給資源の確保が困難な場合には、移転計画を基に総務課が中心となって代替拠点への機能移転作業を行う。

ウ 代替え拠点に移動した場合、移動先のそれぞれの既入居機関は、既定の代替え拠点へ移動する。

② 平素からの事前対策

○ 代替え拠点には、業務遂行に必要な支援、サービスを提供ができなければならない。このため、代替え拠点の管理者は関係部局等と連携し、これら機能発揮のため必要となる設備をあらかじめ整備する。

特に、重要な内外の組織、関係者、一般町民との相互通信を提供できればならない。また、コンピュータ機器、ソフトウェア、その他必要な機器等を提供できなければならない。

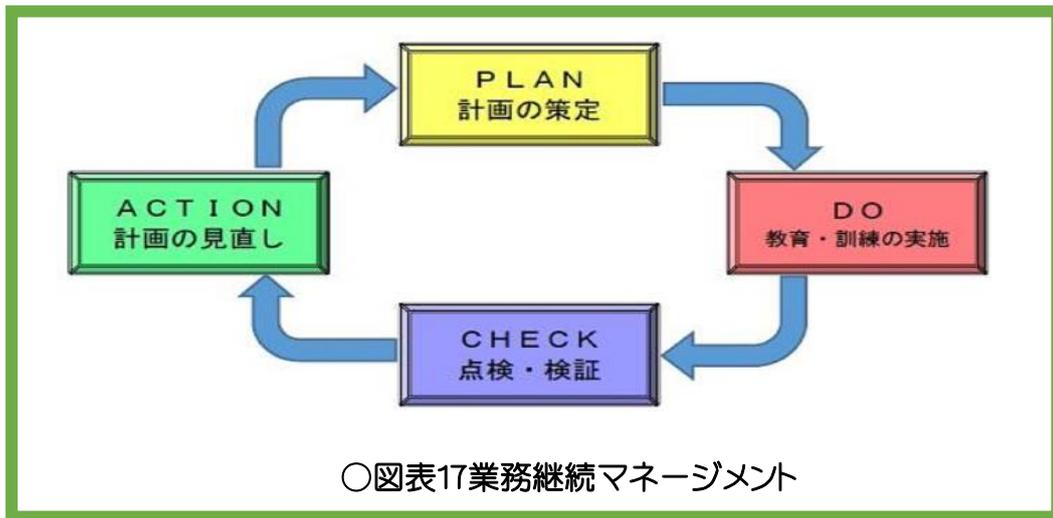
このため、代替え拠点の管理者は、情報通信機器等の各種機器が災害時に機能するように、平素からテスト、チェック、アップデートをしておかなければならない。

## 6. ◆業務継続体制の向上◆

1) 業務継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画の策定にとどまらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメント(図表17)の推進が必要である。

また、本計画は、災害時における町の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた点検・検証を行い、継続的な改善に取り組むこととする。



## 2) 職員に対する研修・訓練

計画の実効性を確保するためには、計画を策定するだけでなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々に課せられた役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めることが必要である。

また、本計画は、様々な想定を基に構築しているため、実際に地震が発生する前に訓練を通じて一連のプロセスや手続きなどの実効性を確認しておくことが重要である。

このため、発災時に速やかに非常時優先業務を遂行できるよう、継続的に必要な訓練を実施する。

## 3) 職員への教育

職員の意識を高めるために、職員に対して下記に関する教育を行う。また、職員は下記事項について家族とともに共有し、準備をしておかなければならない。

- ① 災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること。
- ② 過去の災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え、対応できるようにすること。
- ③ 各家庭においては、非常時持出品や最低3日間（一週間が望ましい）の食料、飲料水等を常備しておくこと。
- ④ 災害業務に従事するための3日間程度の宿泊を想定し、必要な飲食物等をまとめておくこと。
- ⑤ 家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと。
- ⑥ 地震が発生した時に、自分自身や家族の身の安全を確保できるようあらかじめ自宅にある家具等の固定など対策をしておくこと。
- ⑦ テレビ、ラジオやインターネット等多様な手段により正確な情報を収集できるようにしておくこと。

## 4) 計画の点検・検証・見直し

本計画では、訓練等を通じて問題点や課題点を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直す継続的改善を行い、とりわけ非常時優先業務の遂行に必要な職員数等の精査に取り組み、計画の実効性を向上させていくことが重要となる。

このため、本計画策定後においても、以下の場合をとらえて検証、見直しを行う。

- ① 被害想定 of 更新時。
- ② 地域防災計画の更新内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき。
- ③ 事務事業の見直しなど大幅な組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき。
- ④ 小規模災害の対応で課題が明らかになったとき。

5) 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

① 非常時優先業務マニュアルの策定

本計画は、大規模災害発生時に優先的に実施すべき非常時優先業務の選定とその業務の開始目標を定めたものであるが、発災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するため、各課において個別に具体的なマニュアルの策定を行う。

② 久米島町地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルについて、本計画の検証等を踏まえて、参集や応急活動の手順についてまとめた災害時職員初動マニュアルの見直しを随時行う。

## 7. ◆非常時優先業務一覧◆

非常時優先業務は、大規模災害の発生後、優先的に実施すべき業務のことを指し、「応急・復旧対策業務」と「優先通常業務」の2つに分類される。

「応急・復旧対策業務」は、久米島町地域防災計画に定める災害対策本部の所掌事務とした。

「優先通常業務」は、久米島町行政組織規則別表 1にある、各課の通常業務のうち、災害時であっても町民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動を維持する観点から評価を実施した。

- 1) 非常時優先業務(応急・復旧業務)一覧……………(別表1)
- 2) 非常時優先業務(通常業務)一覧……………(別表2)